

Q11 弱視特別支援学級における 自立活動の指導とは

1 はじめに

自立活動は、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、そのために、個々の児童生徒の障害の状態や発達段階等に即して指導内容・方法を工夫して指導を行うことが基本です。

2 実態把握の視点

指導が必要な分野を明らかにし、指導計画を作成するためには、個々の児童生徒の視覚障害の状態等をまず把握することから始めます。実態把握のためのポイントとしては以下の点が考えられます。

<視機能に関すること>

- (1) 眼疾名（視覚障害に至った疾病名）と医療上の禁忌
- (2) 視力 遠距離視力（5 m視力）、近距離視力（30 cm視力）、最大視認値（最もよく見える距離と視力）※近距離視力の測定には「近距離視力表」を用います。
- (3) 視野の状態
- (4) 光の量に順応する力（まぶしくなる、薄暗くなると見えなくなる）の状態
- (5) 眼球運動の障害（眼球振盪^{しんどう}）等の状態等

<学習活動等に関すること>

- (1) 上手なものの見方
保有している視覚を十分に活用して、正確にものを見ようとする態度や習慣がどのように育っているかを把握します。
- (2) 目と手の協応動作
協応動作とは、目的的な運動を行うときに、単一肢のみの運動だけでなく、関係する器官が協調して目的の運動や動作がスムーズに行われることをいいます。目と手の協応動作がどの程度スムーズに行われているかを把握します。
- (3) 視覚補助具の活用
弱視レンズや拡大読書器を上手に活用できているかを把握します。
- (4) 社会生活に必要な基本的な技能
衣食住に関することや外出、趣味、場に応じたコミュニケーション等、将来を見通した社会生活に必要な技能の習得の状態を把握します。
- (5) 視覚管理
現在保有している視覚を維持・保有するために、自分の視覚障害の状態を理解し、医学的な配慮や管理ができる習慣や態度が育っているかを把握します。
- (6) 社会性の育成
視覚に障害があることが原因で、消極的になったり、依頼心が強くなったりして、対人関係や集団参加がスムーズにできない状態になっていないかを把握します。

把握の方法としては、関係者との面談や調査、児童生徒の行動観察などをとおして行います。ただし、視機能に関する内容は個人のプライバシーにかかわるものですので、

可能な範囲で収集することを心がけるべきです。また、得た情報の取り扱いに関しては
 厳重な注意が必要です。

3 項目及び目標の設定

実態把握の結果を整理・総合し、自立活動の指導内容の六つの区分・26の項目の必要
 なものを選定します。そのうえで他の領域と関連づけながら長期的な指導目標、当面
 の指導目標の設定と、指導の優先順位を確定します。

以下に、26の項目の内、視覚障害のある子どもの自立活動と関連のあると思われる
 ものをあげてみます。

1 健康の保持

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること

視覚障害のある子どもについては、発達の段階に応じて、目の構造や働き、
 自己の視力や視野などの状態について十分な理解を図ることが必要である。そ
 の上で、保有する視覚機能を維持するため、学習中の姿勢に留意したり、危険
 な場面での対処方法を学んだりして、視覚管理を適切に行うことができるよう
 に指導することが大切である。

2 心理的な安定

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること

視覚障害のある子どもの場合、見えなかったり、見えにくかったりして周囲
 の状況を即座に把握することが難しいため、初めての環境や周囲の変化に対し
 て、不安になることがある。そこで、状況の説明を聞いたり、状況を把握する
 ための時間を確保したり、急激な変化を避けて徐々に環境に慣れたりすること
 が大切である。また、日ごろから一定の場所に置かれている遊具など、移動す
 る可能性の少ないものを目印にして行動したり、自ら必要な情報を得るため
 に身近な人に対する的確な援助を依頼したりする力などを身につけることが大
 切である。

3 人間関係の形成

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること

視覚障害のある子どもは、相手の表情を視覚的にとらえることが困難である
 ために、相手の意図や感情の変化を読み取ることが難しい。この場合、聴覚的
 な手がかりである相手の声の抑揚や調子の変化などを的確に聞き分けて、話し
 相手の意図や感情を的確に把握するとともに、その場に応じて適切に行動する
 ことができる態度や習慣を養うことが大切である。

4 環境の把握

(1) 保有する感覚の活用に関すること

視覚障害のある子どもの場合、全盲であれば
 聴覚や触覚を活用し、弱視であれば、保有する視
 覚を最大限に活用するとともにその他の感覚も十
 分に活用して、学習や日常生活に必要な情報を収
 集するための指導を行うことが重要である。



(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること

眼の病気によりまぶしさを強く感じる子どもを対象に屋外での活動を行う際には、遮光眼鏡を必ず装用するよう指導するとともに、その習慣化を図ることが大切である。

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること

視覚に障害がある場合、白杖を用いて一人で市街を歩くときには、その前に、出発点から目的地までの道順を頭の中に描くことが重要である。歩き始めてからは、白杖や足下からの情報、周囲の音、太陽の位置、においなど様々な感覚を通して得られる情報を総合的に活用して、それらの情報と頭の中にある地図とを照らし合わせ、確かめながら歩くことが求められる。したがって、周囲の状況を把握し、それに基づいて的確に判断し行動できるように指導することが極めて重要である。また、中学部・高等部の生徒の場合は、必要に応じて、携帯電話のナビゲーション機能などを利用して自分の位置と周囲の状況を把握させることも考えられる。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

視覚障害のある子どもの場合、触覚によって、対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を観察したり、教室、建物、市街などの地理的な関係を理解したりする指導が必要となる。これらの指導に当たっては、子どもがいろいろなものの的確なイメージや概念をもつことができるように、教材・教具を工夫したり、環境の設定に配慮したりする必要がある。この場合、日常生活や学習においては、適切に認知したり、行動したりする際の手がかりとして、形や大きさ、機能等の概念を的確に活用できるように指導することが大切である。

5 身体の動き

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

視覚に障害がある場合は、身体の動き等を模倣することを通して基本的な運動・動作を習得することが困難であることが多い。そこで、姿勢や身体の動きについて、教師の身体や模型などに直接触らせて確認させた後、子どもが自分の身体を実際に使って、その姿勢や動きを繰り返し学習するとともに、その都度教師が適切な指示を与えることによって、正しい姿勢の保持や運動・動作を習得することが大切である。

(4) 身体の移動能力に関すること

視覚に障害がある場合には、発達の段階に応じて基本的な歩行技術の習得や援助を依頼する方法などを身に付け、白杖を有効に活用して一人で安全に目的地まで行けるように指導することが大切である。校内や室内の歩行においては、伝い歩きや介助歩行なども適切に行えるよう指導する必要がある。また、弱視の場合は、白杖だけでなく保有する視覚を活用したり、視覚補助具を適切に使ったりできる力を付けることも必要である。

6 コミュニケーション

(3) 言語の形成と活用に関すること

視覚に障害があり、点字を常用して学習する子どもの場合には、視覚的に対象をとらえることが困難又は不可能である。このため、言葉の概念が音声言語だけの情報で成立しやすく、事物や現象及び動作と言葉とを対応させて、確かなイメージに裏付けられた言葉として獲得することに困難があることも少なくない。そこで、教材・教具に工夫を加えるとともに、触覚や聴覚、あるいは保有する視覚を適切に活用して、言葉の意味を正しく理解し、活用することができるよう指導することが大切である。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

視覚に障害がある場合には、点字キーボードでの入力や点字ディスプレイによる

出力に慣れたり、拡大文字によるディスプレイ上での編集に習熟したりするなど、コンピュータを操作する技能の習得を図ることが大切である。また、普通の文字と点字とを相互交換したり、コンピュータの表示内容を音声で読み上げる機能を使ったりして文書処理ができるようにすることにより、コミュニケーションを図ることも重要である。進行性の眼疾患等で普通の文字を使用した学習が困難になった場合は、適切な時期に使用文字を点字に切り替える等、学習効率を考えた文字選択の配慮が必要である。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

視覚障害のある子どもの場合、視覚的な情報の入手に困難があることから、場に応じた話題の選択や、部屋の広さや状況に応じた声の大きさの調節、話し方などに課題が見られることが少なくない。こうした場合、例えば、相手と握手することにより、体格や年齢などを推測して会話の糸口を見つけたり、相手の声や話の内容を注意深く聞くことによって、部屋の広さや相手の状況を的確に判断したり、相手との距離に応じて声の出し方を調節したりするなど、場や状況に応じた話し方を身に付ける指導を行う必要がある。

以上、例示をしましたが、子どもたちの実態により、これ以外の項目も選定して目標を設定します。



県立盲学校 ルミエールサロン



県立盲学校内「ルミエールサロン」では、視覚障害者向けの機器が常設展示されています。

ここにご紹介した機器以外にも、視覚障害に配慮した機器が多く展示されています。